

えべつ地球温暖化対策地域協議会運営規則

(名称)

第1条 この会は、えべつ地球温暖化対策地域協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民、事業者、NPO、NGO、行政等が幅広く分野を越えたネットワークとパートナーシップを形成し、次に掲げることを目的として設立する。

- (1) 地域ぐるみで行う地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進するための方策を、協議、計画、実施すること。
- (2) 地球温暖化防止等の環境保全の活動について、地域住民、事業者、NPO等へ啓発・浸透を図り、持続可能な地域づくりの実現に寄与すること。

(事業等)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者のうち、第2条の趣旨に賛同する者（以下「会員」という。）で構成する。

- (1) 市内に在住する個人
- (2) 市内の市民活動団体
- (3) 市内に所在する事業所及び事業所を構成員とする団体
- (4) 学術研究機関
- (5) 江別市
- (6) その他目的に賛同する団体、個人

(役員)

第5条 本会を円滑に運営するため、本会の役員として会長・副会長各1名・幹事若干名及び監事2名を置き、総会で会員の中から選出する。

- 2 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 4 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。
- 5 役員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。
- 6 役員に欠員を生じたため、又は、役員の増員があったため、新たに役員に就任した者の任期は、現任者の任期満了の日までとする。
- 7 役員は、その任期が満了した後においても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。
- 8 任期満了前3か月以内に役員に欠員が生じた場合は、欠員補充を行なわないことができる。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める脱会届を会長に提出するものとする。

(総会)

第8条 会長は、毎年1回及び必要に応じて総会を招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 規約の改廃及び変更に関すること

- (2) 役員の選出及び決定に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
- (5) その他本会の業務の処理上重要と会長が認めた事項

4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 やむを得ない事情のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(運営委員会)

第9条 本会の事業実施に必要な事項を協議するため、本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は役員及び幹事で構成する。

3 運営委員会は会長が招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、次に掲げる業務を執行する。

- (1) 総会の決議により運営委員会に委任された事項
- (2) 総会に付議する議案に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立時は、設立から翌年3月31日までとする。

(会計)

第11条 本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(除名)

第14条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為をした場合には、総会に諮り、出席会員の3分の2以上の多数の議決に基づき除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

第15条 本会は、総会で会員総数の4分の3以上の多数の承認議決により解散する。

附則 この規則は、平成16年2月22日から施行する。

- 2 会費を1,000円以上とする。(改正 平成18年4月16日)
- 3 平成20年4月19日改正